

神奈川県議会 令和6年本会議 第2回定例会 環境農政常任委員会

令和6年6月27日

◆藤井深介委員

公明党、藤井です。どうぞよろしくお願ひいたします。

私のほうから、再資源化事業等高度化法を踏まえた対応ということで御質問させていただきたいと思います。

資源循環は、温室効果ガス排出量の削減、資源の安定供給の確保、地方創生など社会的課題の解決に貢献でき、あらゆる分野で実現することが必要であるというふうに思います。ヨーロッパを中心に、世界では再生材の利用を求める動きも拡大していっておりまして、我が国の対応が遅れれば、その成長の機会を失う可能性もありますし、資源循環の産業競争力を強化することが大変重要であると認識しております。

こうした中、本年5月に資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律が制定されました。そこで、この新法を踏まえた資源循環の取組について何点か伺っていきたいというふうに思います。

初めに、新法の概要についてお伺いしたいと思います。

◎資源循環推進課長

新法であります再資源化事業等高度化法でございますが、本年5月に公布されたところでございます。今後1年半以内に施行されることとなっておりまして、それまでの間に政省令で詳細の制度設計が示される見込みとなっております。

主な内容といたしましては3点ございます。

まず、1点目といたしまして、再資源化事業等の高度化の促進を目的として、国として基本的な方向性を示すため、環境大臣が基本方針を策定、公表することとされております。

2点目といたしまして、国が再資源化事業等の高度化を促進するため、廃棄物処分業者の判断基準を策定、公表するとともに、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者につきましては、再資源化の実施状況の報告、公表が義務づけられます。

最後に、3点目としまして、高度な再資源化事業等を行おうとする者を国が認定する制度が創設されます。廃棄物処理法の特例制度も設けられ、認定を受けた事業者は自治体ごとに必要な廃棄物処理法上の許可などの手続を省略できるようになります。

◆藤井深介委員

大きく3点述べていただきましたけれども、新法において県に求められる役割について伺いたいと思います。

◎資源循環推進課長

新法の第5条におきまして、都道府県及び市町村は、資源循環の促進のため

の再資源化事業等の高度化を促進するよう必要な措置を講ずるよう努めなければならぬと規定されてございます。県としましては、公益社団法人神奈川県産業資源循環協会と連携しまして、再資源化事業を担う廃棄物処理業者に向けて、講習会などの場を通じまして新法の内容や再資源化の促進に資する情報の提供を行うなどの支援をしてまいりたいと考えております。

◆藤井深介委員

それでは次に、本県における具体的な資源循環の取組について伺っていきたいと思います。

最初に、ペットボトルのリサイクルについて、これまでの取組状況を伺います。

◎資源循環推進課長

県では、県民生活に最も身近なプラスチックでございますペットボトルがまたペットボトルに繰り返し再生される、そういった社会を目指しまして、令和2年3月に、かながわペットボトルモデル事業推進コンソーシアムを発足し、ペットボトル回収に関する実証実験を実施し、その結果を市町村に展開いたしました。

また、使用済みペットボトルの搬出業者が水平リサイクル、すなわちペットボトルからペットボトルへの再生利用でございますけれども、これを希望しても対応できる産業廃棄物処理業者がすぐに分からぬ、そういった課題があつたことから、令和4年度にペットボトル水平リサイクル対応産業廃棄物処理業者の一覧を県ホームページに掲載いたしました。さらに、またペットボトルの場合、異物混入が水平リサイクルの大きな阻害要因ということでございまして、昨年度、令和5年度には、これを防止するために投入口を下向きにいたしました新機能リサイクルボックスを県版脱炭素モデル地域である横須賀市内に設置し、普及啓発を行いました。

◆藤井深介委員

それでは次に、私の一般質問で、令和元年、令和5年、昨年もお伺いさせていただいたんですけれども、使用済み紙おむつのリサイクルについて、これまでの取組状況について伺いたいと思います。

◎資源循環推進課長

使用済み紙おむつのリサイクルの関係でございますが、平成30年度に、使用済み紙おむつの処理をテーマといたしまして、国、事業者を招きまして市町村向けの講習会を実施しております。また、昨年度から、鎌倉市が使用済み紙おむつの再資源化に係る実証事業を進めてございます。こうした取組を含む先進的な事例につきまして、情報収集、関係機関との共有などを行うところでございます。

◆藤井深介委員

それでは今、これまでの取組状況、ペットボトル、使用済み紙おむつというふうに聞いてきたんですが、今回の新法の制定に伴って、ペットボトルとか使用済み紙おむつのリサイクル促進に向けて、今後、県としてどのように取り組んでいかれるのか伺います。

◎資源循環推進課長

新法に規定されました再資源化事業等の高度化に関する認定制度によりまして、地方公共団体の区域をまたがって広域的に廃棄物を収集し、質の高い再資源化を実施する事業が促進されるといったほか、これまであまり事例が少なかった最先端の技術を用いる再資源化事業、こういったところを国に迅速に認定されるというところが期待されております。本県といたしましても、お話をありましたペットボトルの水平リサイクルや使用済み紙おむつのリサイクルなどの再資源化の取組が促進されるように、今後制定される政省令の動向を注視するとともに、県産業資源循環協会をはじめとする関係団体や市町村などと情報共有をし、制度の活用に係る連携を深めていきたいと考えております。

◆藤井深介委員

分かりました。この新法が制定されたことによりまして、制度化が必要とする再生資源の質と量の確保等に進んでまいりまして、脱炭素化とか資源循環の取組を一体的に促進されるというふうに思います。その中で、今はペットボトルと使用済みの紙おむつというふうにやったんですが、あとは太陽光パネルなんかも今後大きな問題になってこようかというふうに思いますので、県においては新法の趣旨を踏まえて、廃棄物事業者の取組をしっかり支援していただきたいというふうに思います。御承知のとおり、廃棄物処理業者というのは、言ってみれば中小企業が多いですから、様々な形で検討して、しっかりサポートしていくいただきたいというふうに思いますので、ぜひ脱炭素化と資源循環の取組を一層推進していただきたいと要望しております。

それから次に、農福連携についてお伺いしていきたいというふうに思います。

農業従事者の減少によりまして、今後も人手不足が進んでいくことは、これは間違いないというように思います。農福連携に取り組んでいくことによって、農業分野と福祉分野がそれぞれ抱えている課題の解決につながるというふうに考えております。農業者から見れば、労働力の確保はもちろんのこと、農地の保全、活用、地域社会の貢献が期待できますし、福祉側からいいますと、障害者が自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組となりまして、就労の機会の拡大につながっていることは間違ひありません。また、共生社会の実現に向けても、農福連携は重要な取組の一つであるというふうに思っております。

そこで、農福連携の現状、県の取組、課題等について何点か伺っていきたいと思います。

まず初めに、農福連携には、農業者が主体的に取り組むもの、福祉側が主体で取り組むものなど様々あるというふうに思いますけれども、農福連携の取組

の形態についてどのようなものがあるか、まず伺いたいと思います。

◎農業振興課長

農福連携の取組の形態につきましては、大きく分けて三つに分類されます。

一つ目につきましては、農作業を受委託する方式で、農業者と障害福祉サービス事業所等が農作業に関する請負契約を結び、農業者の田畠で農業者と協定しながら農作業を行う方式です。

二つ目につきましては、障害福祉サービス事業所等が農業参入する方式で、事業所が農地を取得または借用して、自ら単独で農業を行う方式でございます。

三つ目につきましては、農業者が障害のある方と直接雇用契約を結ぶ方式で、農業者が従来の常勤やパート雇用を行うのと同じイメージでございます。

◆藤井深介委員

今3点ほど説明いただきました。

それでは次に、県内の農福連携の取組の現状についてお伺いいたします。

◎農業振興課長

県内で障害福祉サービス事業所等との農作業受委託や、障害のある方と直接雇用契約して農福連携を行っている農業者数につきましては、令和4年度で45経営体となってございます。また、障害福祉サービス事業所等で農業参入している事業所は、令和4年度で12法人となってございます。三浦半島では、障害福祉サービス事業所等と農作業委託契約を結び、カブの選別作業を中心に、数年にわたり複数の障害者を受け入れている先進的な農業者もございます。また、藤沢市では、農業者が福祉施設等と委託した農作業の経費の一部を補助する市単独の事業を設けてございまして、積極的に農福連携を推進しております。

◆藤井深介委員

それでは、農福連携について、これまでの県の取組について伺います。

◎農業振興課長

まず、かながわ農業アカデミーでは、障害福祉サービス事業所の職員が農業参入や農業を理解し農作業を体験するための研修を令和元年度から実施しております。令和5年度は、3日間の体験研修を1回実施して10人が受講しております。

また、福祉子どもみらい局障害福祉課では、障害福祉サービス事業所や農業者向けに、講義動画をウェブ配信により視聴していただくセミナーと相談会を開催しております。なお、開催に当たっては、農業振興課とかながわ農業アカデミーが講義動画の作成や相談者への対応について行っております。

さらに、福祉子どもみらい局共生推進本部室では、令和2年度から4年度まで、平塚市、藤沢市、秦野市の3市をモデル地域としたとして、農福連携コーディネーターの養成等を行う農福連携マッチング等支援事業を実施しております。令和5年度からは、モデル地域の成果を県内に横展開を図る取組を実

施してございます。

◆藤井深介委員

それでは、農福連携とのマッチング支援事業、先ほど私の地元平塚も御紹介いただいたわけですけれども、事業内容について詳しく教えていただけますか。

◎農業振興課長

福祉子どもみらい局で実施する農福連携マッチング等支援事業につきましては、農福連携コーディネーター養成講座、先進事例のスタディツアー、農業者と障害福祉サービス事業所等とのマッチングの場づくり、マッチング先への農福連携コーディネーターの派遣調整などにつきまして、湘南地域の3市をモデル地域に実施いたしました。事業では、実際に地域で障害者に関する活動をしているNPO法人と協働で、農業者と障害福祉サービス事業所のマッチングや調整支援を行いまして、就労機会の確保につながったマッチング件数は、3年間で47件となりました。また、令和5年度は、JA湘南とJAさがみ、JAはだの管内市町に事業の横展開を図っておりまして、これまでの3地域に加え、大和市、海老名市、寒川町、茅ヶ崎市、伊勢原市の8地域で就農体験を実施しております。その結果、就労機会の確保につながったマッチング件数は14件となってございます。令和6年度も引き続き事業の横展開を実施してございます。

◆藤井深介委員

今御答弁ありましたように、少しずつ農福連携の取組というのは広がりつつあるというふうに私も実感はしております。

その中で、農福連携には課題もあると思うんですけれども、どういった課題があるのか伺います。

◎農業振興課長

農福連携では、農作業を細分化、単純化した上で、同じような作業を継続的に用意することがポイントとなります。農業者からは、規模が小さく多品目を生産する本県の農業では、そのような作業を準備することが難しいのではないかという不安の声を聞いてございます。また、日陰や休憩所、トイレなどが近隣にない田畠が多く、障害者を受け入れるに当たっての農業側の環境が整っていないことなどの課題もございます。

◆藤井深介委員

分かりました。それでは、農福連携について、今後県としてどのように取り組んでいかれるのか伺います。

◎農業振興課長

現在実施している農福連携のセミナーや農作業を体験する研修などの取組につきましては、引き続き福祉子どもみらい局と連携いたしまして、受講者の要

望に応じて適宜見直しを図りながら進めてまいりたいと考えてございます。また、地域のJAや農業法人協会などの農業者の組織する団体と意見交換を行なながら、農業側の課題や要望の把握を進めてまいります。さらに、関東農政局やJA中央会などの関係機関等から、県内外の先進事例を収集いたしまして、県内の農業者と共有し、農業者の抱える不安や課題を丁寧に解決しながら、農福連携に取り組む農業者の裾野を広げてまいりたいと考えてございます。

◆藤井深介委員

分かりました。それでは、要望させていただきますけれども、農福連携というのは、農業にも福祉にも私はプラスになるというふうに思っています。労働力不足で生産力が低下している農業者が、その解決手段として新たに農福連携に取り組むことは重要であるんですけども、今御答弁いただいたように、取組を行う上で課題が多いことは承知しておりますし、先ほど御答弁いただいたとおりだというふうに思います。

これは私の実感ですけれども、これまでの農福連携というのは、どちらかというと福祉部局を中心に取り組まれていた感があるわけです、実感として。農業者の課題を解決していくために、農政部局の取組というのはさらに強化していかないといけないなというふうに思っています。これ22年度末の時点で農福連携に取り組む農業経営体だと障害者就労施設は6,343団体あって、3年間で3,226団体も増えて、関心の高まりはあるということなんですが、全ての農業経営体に占める割合で見ると僅か0.3%、障害者就労施設は18%、どっちかというと、福祉部門のほうがその力の入れ方というのはあるんだろうというふうに思います。そういう意味では、ぜひ、先ほども御答弁いただいたとおり、マッチングも進めていただきたいと思いますし、特に市町村を幾つか挙げていただきました。そういう意味では、各市町村が今度はマッチングにまた注力していただいて、地元の農業者の皆さんとマッチングしていただく。そのためには、県のほうから市町村支援、これは本当に欠かせないことだというふうに思います。

農林水産省の調査で、農福連携に取り組む農業経営体の約8割が収益性向上に効果があるというふうに答えておりまして、1996年から毎年1人以上障害者を雇用している静岡の会社では、翌年から25年間で売上げが6.5倍に伸びたと。障害者の視点で農作業の手順などを見直したことで作業効率が向上して経営規模と生産量の拡大につながったという、こういう好事例がありますので、これ県内でもそういういい事例たくさんあると思いますので、そういう事例もいろいろなところで御紹介していただきながら、農福連携、すなわち福祉の障害者の皆さんも喜ばれるし、また、特に農業者が収益につながっていく、これが一番大事なところだろうと思いますので、ぜひ引き続き検討して取り組んでいただきたいことを要望して、質問を終わります。